



新たな防災対策を支える人の創生

県民の避難行動の促進



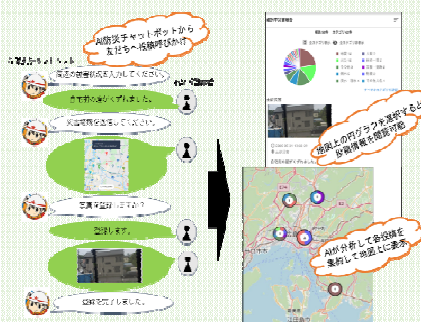
ポイント

県民の防災意識の醸成を図るため、令和2年度から、自らの防災行動計画である「ひろしまマイタイムライン」を県内全ての小学校に配布（19.3万冊）し、授業などで作成してもらうよう普及促進

令和3年度からは、「ひろしまマイ・タイムライン」を活用した防災教育を更に推進するため、マイ・タイムライン推進員による小学校への出前講座を実施

避難所の設備環境等の詳細情報（駐車場の有無、ペットの受入可否等）を平常時から発信するとともに、避難所開設時の混雑状況等をリアルタイムに発信する仕組みを構築

被害情報収集の強化



ポイント

リアルタイムで被害現場の情報を収集し、関係機関との迅速な情報共有を図るため、「ひろしま防災チャットボット」やSNS投稿解析サービスなどのデジタル技術を導入

自主防災組織の避難の呼びかけ体制構築



ポイント

自主防災組織による避難の呼びかけ体制を構築するため、セミナー、災害図上訓練、呼びかけ体制づくりワークショップなどを開催

日頃から災害リスクを認識できる取組



ポイント

日頃から災害リスクを正しく認識できるよう、土砂災害警戒区域等を示した標識を令和2年7月から設置

4 進捗状況(ロードマップ別の取組)

(1) 安心を共に支え合う暮らしの創生

(ア) 被災者の生活支援・再建

災害からの復旧

■地域支え合いセンター

【これまでの取組】

- 13市町において設置した市町地域支え合いセンターでは、支援対象世帯の全てで個別支援計画を作成し、各世帯の状況に応じた生活再建支援に取り組んできた。
- また、広島県地域支え合いセンターでは、地域支え合いセンターの生活支援相談員の対応力向上研修や運営者会議の開催、専門的な相談へ対応するための弁護士・司法書士等の派遣などにより、市町の取組を支援してきた。
- 災害発生から3年近くが経過して見守り世帯も減少し、令和2年度末までに呉市・坂町以外のセンターによる支援を終了した。

【現状の課題】

- 見守り世帯は、高齢者・障害者のみの世帯が多く、また、独居や地域とのつながりが希薄であったり、健康不安など、被災により表面化した日常生活上の課題を抱えていることから、支援を継続していく必要がある。
- また、災害公営住宅への入居等による生活環境の変化に対して、地域で孤立することなく安心して暮らしていけるよう、地域とのつながりづくりなどに取り組む必要がある。

【課題への対応】

- 見守り世帯は、市町保健師や地域包括支援センターなどの既存の相談支援機関等に引き継いで支援が継続され、令和3年度もセンターを継続する2市町（呉市・坂町）に対しては、引き続き、広島県地域支え合いセンターによる市町支援を行っていく。
- 新たな生活環境等に対する不安の解消や、複合・複雑化した課題を抱える世帯への支援を地域ぐるみで進めるため、支援関係機関の連携だけではなく、近隣住民、自治会や民生委員、ボランティア等の参画を加えたソーシャルサポートネットワークの構築や、地域住民と連携・協働した交流活動などのコミュニティ形成支援に、引き続き、取り組んでいく。

■住宅確保

【これまでの取組】

- 市町と連携して無償提供している「みなし仮設住宅」や公営住宅等に加え、応急仮設住宅の整備により被災者向けの仮住宅を確保している。

【現状の課題】

- 地域によっては、災害関連事業の進捗状況によって、住宅再建が完了していない世帯がある。

【課題への対応】

- 住宅再建が完了していない世帯に対し、供与延長を行うとともに、個別フォローを実施することで、入居世帯へ継続した支援を行っていく。

(1) 安心を共に支え合う暮らしの創生

(ア) 被災者の生活支援・再建

災害からの復旧

■こころのケアチーム

【これまでの取組】

- 被災者に対して電話相談、来所相談、訪問相談、被災地での相談会による専門的な心のケアを行うとともに、支援者や医療関係者等への技術的支援として、事例検討会や連絡会議等で技術指導を行っている。また、地元の支援者機関への支援の移行に向けた協議や会議へ参加している。(R3.3月末現在)
- ・被災者支援
電話相談79件、来所相談6件、訪問相談304件、相談会152人、集団プログラム528人
- ・支援者支援
事例検討会や支援に関する相談、ケース会議など 173回
市町等との協議、関係機関主催会議 418回
- なお、子供の心のケアについては、こども支援チームが保育士、学校教員、保健師等を対象とした研修を行った。

【現状の課題】

- 発災から3年が経過し、直接的な支援ニーズの減少がみられる一方で、一部、生活再建が進まない等の状況からこころの不調につながる被災者がいることから、地元地域を中心とした生活支援の重要度が増しており、これらの支援者への支援ニーズが高まっている。

【課題への対応】

- 地域支え合いセンターや市町関係部門等との連携を図るとともに、各種支援者への技術的助言・指導を実施していく。
- 令和3年4月より県立総合精神保健福祉センターへ被災者こころのケア相談員を配置し、こころのケアチーム事業を引き継ぎ、支援を継続している。

(1) 安心を共に支え合う暮らしの創生

(ア) 被災者の生活支援・再建

創造的復興

創造的復興に向けた取組

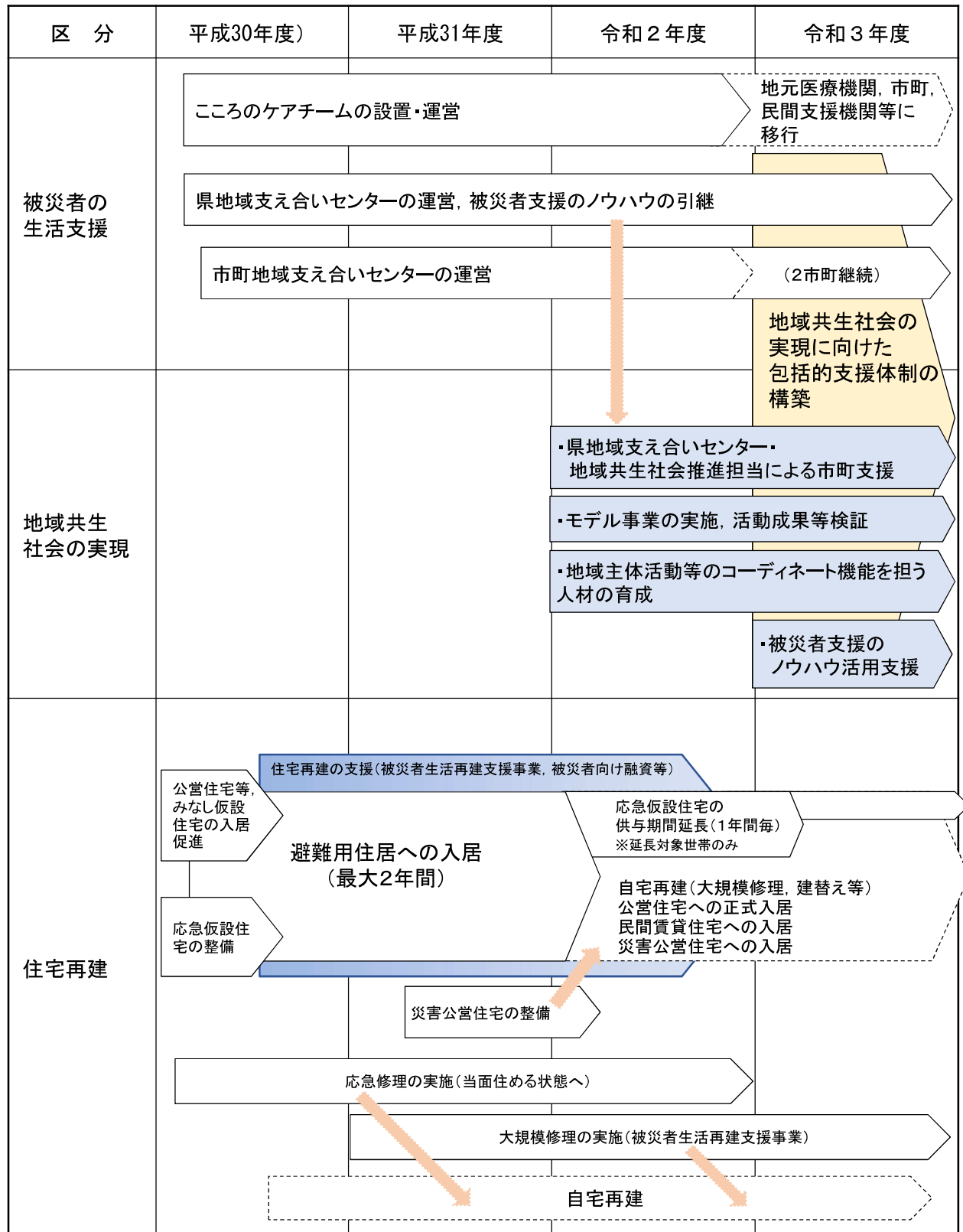
■災害公営住宅の整備

- 特に被害が大きかった呉市・坂町では、自力での住宅再建が困難な方々のために、災害公営住宅の整備を行い、全て完成した。(呉市：1団地 44戸，坂町：5団地 85戸)

■地域共生社会の実現

- 広島県地域支え合いセンターに地域共生社会推進担当を配置して、県内市町の包括的な相談支援体制の構築等に向けた取組を支援し、「広島県地域福祉支援計画」に掲げる『重層的なセーフティネット』（地域の多様な主体による支え合いと、生活課題を早期に発見し、相談を漏らさず受け止め、支援につなげる仕組）の構築を推進する。
- 様々な生活課題に対して、住民と多様な主体が協働してその解決を試みるモデル活動を、令和2年度から県内3地域で開始した。令和3年度は活動地域を追加して実施し、各地域での活動プロセスや成果等を検証した上で、全県展開を検討していく。
- アウトリーチによる被災世帯の抱える生活課題の把握や、被災者を地域で支えるソーシャルサポートネットワークの拡充など、被災者支援を通じて得られたノウハウも活用しながら、包括的な支援体制の構築に取り組む市町に対して、活動助成や技術的助言等による支援を行う。
- 市町職員等を対象として、重層的なセーフティネットの構築や、地域主体活動のコーディネート機能を担う人材の育成研修を令和2年度から開始した。令和3年度は、参加対象範囲を広げる等により研修内容の充実を図り、引き続き、人材の育成に取り組む。

【ロードマップ】



（１）安心を共に支え合う暮らしの創生

（イ）児童生徒の学習環境の確保

災害からの復旧

■スクールカウンセラーによる心のケア

【これまでの取組】

- 発災直後から、被災市町の小中学校及び県立学校へスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒への丁寧な心のケアを実施してきたことにより、平成30年11月末のピーク時に652人いた継続してカウンセリングを必要とする児童生徒は、令和3年3月末には0人となった。

■通学手段の確保

【これまでの取組】

- 通学手段を確保するため、ＪＲ西日本等の交通事業者と協議を行い、代行バスの運行等について調整することにより、通学手段を確保するとともに、県立学校において、必要に応じて、始業時間の繰り下げを行った。

〔始業時間の繰り下げ〕 中学校 1 校、高等学校14校、特別支援学校 3 校 ※H30のみ実施

■授業時間の確保

【これまでの取組】

- 県立学校において、長期休業期間（夏季・冬季・春季）の短縮を行ったことにより、全ての県立学校で必要な授業時間数を確保した。

〔長期休業期間の短縮〕 高等学校35校、特別支援学校 4 校 ※H30のみ実施

【ロードマップ】

区 分	平成30年度	平成31年度	令和 2 年度	令和 3 年度
児童生徒の心のケア	教職員やスクールカウンセラーによる心のケアの実施 ※状況に応じて実施 通常の教育相談体制へ移行			
通学手段の確保	代行バスの運行等による通学手段の確保			
授業時間の確保	長期休業の短縮や登校日の設定、補習授業の実施			

(1) 安心を共に支え合う暮らしの創生

(ウ) 災害廃棄物等の早期処理

災害からの復旧

【これまでの取組】

- 被災現場から災害廃棄物を速やかに撤去するために設置された一次仮置場は、県域を越えた広域的な処理や市町での処理の実施により、一次仮置場から災害廃棄物を集積した二次仮置場は、破碎・選別後最終処分場・リサイクル施設への搬出・処理の実施により、令和2年3月末までにすべて解消した。
- また、一部残っていた解体物等も令和3年3月末までにすべて処理が完了し、災害廃棄物処理はすべて完了した。

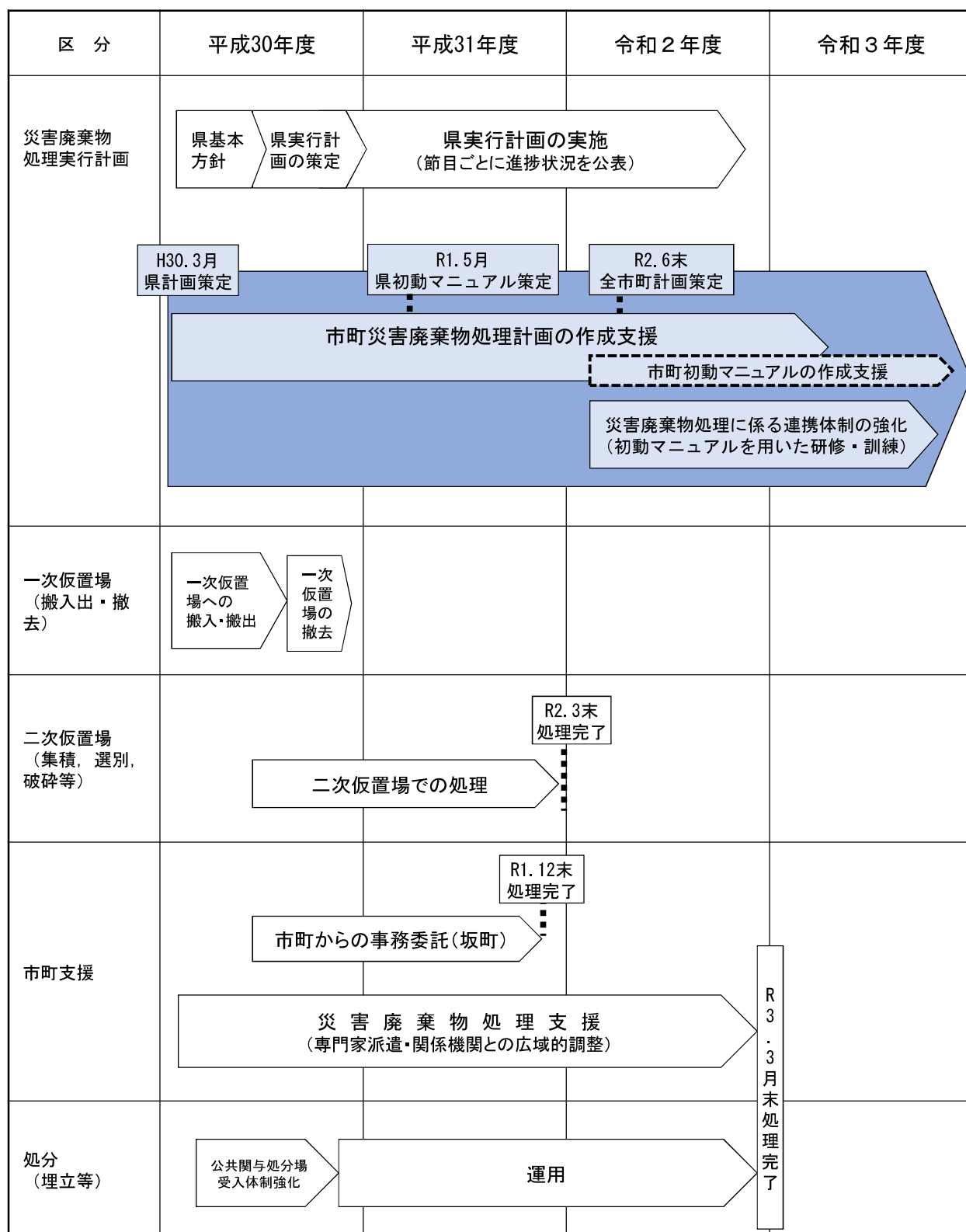
創造的復興

創造的復興に向けた取組

■災害廃棄物処理計画及び初動マニュアルの作成・運用

- 今後の災害廃棄物処理を迅速かつ適正に実施するため、発災後概ね2週間以内に市町等が対応すべき事項を定めた初動マニュアルを令和元年5月に作成した。
- また、市町の災害廃棄物処理計画について、作成に係る技術的な助言や補助金による継続的支援を行い、令和2年8月末までに全市町が策定した。
- 今後は、全市町が初動マニュアルの作成を行い、必要な更新が適宜行われるよう、継続的支援を行うとともに、発災時に関係団体と連携の上適切に運用できるよう、市町職員や関係団体等を対象とした研修・模擬訓練による対応力向上や連携体制の強化に取り組む。

【ロードマップ】



(2) 未来に挑戦する産業基盤の創生 (ア) 地域経済の再生と新たな発展

災害からの復旧

被災した県内企業の速やかな再生に向けて、国、地元市町、経済団体、金融機関等と連携し、企業訪問や被害状況調査等により判明した県内企業の被害の状況を踏まえ、各種支援制度を実施した。

■グループ補助金申請受付・交付

【これまでの取組】

- 中小企業者等の施設・設備の復旧等を支援する「グループ補助金」について、これまでに50グループを認定し、補助金の交付決定者が631者となっており、令和3年5月末現在で、629者・約64億円の支払いが完了している。

【補助金を活用した事業者へのアンケート実施結果】

(実施：令和2年3月 回答率：約71% (回答 451者))

- ・「補助金は事業継続に役立った」：約92% (回答416者)

理由：「資金繰りに目途が立った」、「想定よりも早期に復旧できた」、「従業員の雇用を維持できた」等

- ・一方で、「地域全体が被災したため、経済の浮揚が悪く、現在の売上状況は被災前まで回復していない」といった回答も見られたことから、今後も復旧状況を把握していく必要がある。

【現状の課題】

- 公共事業の遅延により事業者が復旧工事に着手できず、令和2年度内に事業完了できなかった事業者が2者発生した。

【課題への対応】

- 支払いが完了していない事業者について、個々の復旧スケジュールを十分に把握しながら、適切に進行管理を行い、令和3年度内に支払いを完了させることで、被災事業者の再生と発展を推進する。

■その他の主な支援制度の状況等

【これまでの取組】

- 販路開拓などの事業再建を支援する「持続化補助金」について、支援予定者1,324者のうち、申請取下げ83者を除く1,241者に対し、213,196千円を交付した。これにより、令和2年3月末で支援対象者すべての支払いが完了した。
- 被災企業に対する金融支援として、保証料不要の特別資金等について、877者に対し、約127億円を融資した。
- 被災した企業のうち、グループ補助金等が適用されない大企業等についても、関係市と連携して補助制度を創設した。令和2年3月末に呉市、三原市に立地する3社からの申請を受理し、復旧経費及び新たな設備投資に対する支援を進めている。
- 豪雨災害時の経験を踏まえ、経済団体等と連携し、災害時の県内企業の被災状況を、より迅速に把握し共有するための情報収集体制を構築した。

(2) 未来に挑戦する産業基盤の創生 (ア) 地域経済の再生と新たな発展

創造的復興

創造的復興に向けた取組

■グループ補助金を活用し被災を機とした新事業にチャレンジ

- グループ補助金交付決定者631者のうち62者が新分野事業※を活用して、新事業への展開や施設・設備の性能アップに取り組んでおり、全体で、単に復旧に要する経費650百万円を3割程度上回る834百万円の投資を行い、新規受注の獲得など売上回復を図っている。
※被災前の売上回復を目指し、新たな事業に取り組んだり、被災した施設・設備を同等のものではなく、性能が向上したものに入れ替えるもの。

■非常時に強い体制の整備

- 県内企業が、緊急時に事業活動を継続するための事業継続計画（いわゆるBCP）の策定と、BCPの実効性を高めるための社内教育・演習等を実施する事業継続マネジメント（BCM）に取り組めるよう、専門家によるセミナーや講座を開催。BCPの目的・意義等の必要性を訴えるセミナー・フォーラムの開催、策定プロセスを実践的に学ぶワークショップ形式でのBCP策定講座、策定したBCPの実効性を高める検証机上演習を実施。
(令和元年度) BCP普及フォーラム：354社/目標200社
BCP策定講座受講：164社/目標140社
BCP検証机上演習参加：50社/目標20社
(令和2年度) BCP普及フォーラム、啓発セミナー参加：351人/目標840人
BCP策定講座受講：161社/目標140社
BCP検証机上演習参加：71社/目標140社

今後注力する取組

■BCP・BCMの環境整備

- 今後も引き続き、経営者層を中心に、自社内でのBCP策定やBCM活動の構築に取り組む環境整備の必要性を訴える啓発活動(フォーラム・セミナーの開催等)に取り組んでいく。

【ロードマップ】

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
地域経済の速やかな再生	産金官が一体となった各種支援メニューの周知・活用促進			
		復旧・復興状況に応じた支援策の検討・実施		
非常時に強い体制の整備	被災状況等の検証 必要な対策の検討	状況・ニーズを踏まえた支援策の展開		
地域経済の新たな発展	産金官が一体となった雇用・人材確保支援策の周知・活用促進	状況・ニーズを踏まえた支援策の展開		

(2) 未来に挑戦する産業基盤の創生

(イ) 観光産業・ひろしまブランドの復興

災害からの復旧

【これまでの取組】

■宿泊支援事業

- 平成30年8月～平成31年1月に、関係府県と連携した「13府県ふっこう周遊割」による宿泊支援を実施。

■観光プロモーション

- 広域連携プロモーションとして、平成30年11月から、中国・四国9県や関係広域DMOと連携した復興キャンペーン「元気です！中・四国」を展開。
- 県独自プロモーションとして、風評被害の払拭に向け正確な情報を発信するため、県内の観光地の状況やアクセス情報、県内の観光モデルルート等をホームページで発信。
- 平成31年4月からは、女性ファッション誌と連携し、広島県内の魅力的な観光スポットを巡るモデルルートを具体的に提案し、紹介するWebサイト「日常から抜け出す旅に。
- EX I T R I P Hiroshima」を開設。
- 令和元年8月から、各市町オリジナルのカーブ坊やスタンプを集めて回る周遊スタンプラリー「2019 HIROSHIMA RED PASSPORT」を実施。
⇒令和元年の総観光客数は、平成30年の総観光客数を上回ったが、豪雨災害前の水準には至っていない。

【現状の課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、県内主要観光施設15か所から推計した観光客数は、令和2年3月から大幅に減り続けた後、令和2年5月を底に、徐々に回復傾向にあったものの、年末からの新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、再び減少に転じ、厳しい状況が続いている。今後においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う観光分野における急激な環境変化に柔軟に対応していく必要がある。

【課題への対応】

- 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、落ち込んだ観光ニーズの早期回復と、自立的・継続的な観光産業の確立に向けた取組を推進していく。

創造的復興

創造的復興に向けた取組

- 発災前の水準にとどまることなく、観光産業を再び拡大・成長路線に乗せるため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光需要の回復に向けて、コロナ禍において多様化する観光客の意識や価値観の変化を踏まえた上で、観光客の満足度の高い観光プロダクトを数多く取り揃え、来訪者の増加や本県のブランド価値の向上に取り組む。

【ロードマップ】

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
宿泊支援事業	国支援 (第1弾) ～シルバー ウィーク (第2弾) ～冬休みの 宿泊需要 の喚起			
観光 プロモーション	広域連携プロモーション ・復興キャンペーン 「元気です！中・四国」 ・JR西日本・中国5県 連携キャンペーン 「がんばろう！西日本」 県独自プロモーション ・県内観光地の正確な 情報を発信 県独自プロモーション ・Webサイト「日常から 抜け出す旅に。 - EXITRIP Hiroshima」 の開設 ・観光キャンペーン 「顔出しんさい！広島県」 ・RED PASSPORTによる 周遊促進(※カープ球団と 連携したスタンプラリー) ひろしま観光立県推進基本 計画に基づいた施策を 展開(～R4年)			

(2) 未来に挑戦する産業基盤の創生

(ウ) 農林水産業の復興・経営基盤の強化

災害からの復旧

■農地・農業用施設の復旧

【これまでの取組】

- 農地・農業用施設(※4,924箇所)について、国の災害査定及び補助率かさ上げのための手続きを、平成31年1月までに完了した。(※自力復旧等により、現在4,309箇所)
- 順次復旧工事に着手するとともに、航空写真を用いた簡易な設計で災害査定を受けていた箇所の詳細な測量を行い、その計画変更審査を令和2年3月までにほぼ完了した。

【現状の課題】

- 工事施工業者の不足により、入札不調が生じており、工事着手に至っていない箇所が存在している。

【課題への対応】

- 農業者との調整が円滑に行える地域に精通した業者の確保と、地域外の業者の参加を促す取組を市町に働きかける。
- 土木建築局と連携し、災害復旧工事が優先されるよう発注の調整を行い、本年度中に全ての箇所の工事が完了するよう県や市町独自の不調・不落対策や効果的な発注方法の具体的な事例の情報提供を行う。

■林道施設の復旧

【これまでの取組】

- 災害復旧・復興に係る補助事業(事業実施主体が市町の事業)が着実に実施されるよう、事業の進捗状況や発生する課題等について、県・市町間で情報共有し、解決に向けた助言・調整を行った。

【現状の課題】

- 入札不調などによる工事着手の遅れがあったため、県全体の3割程度の箇所が、令和3年度に工事が完了する見通しとなっている。

【課題への対応】

- 引き続き、早期の工事完了に向け、市町に対する事業の進行管理の徹底を図る。

創造的復興

創造的復興に向けた取組

■ほ場整備事業の実施

- 土石流により広範囲に被災した農地と未被災農地を一体的にほ場整備することで、大区画化と農地の集積を図り、生産性の高い農地を創出します。

■将来の営農に向けた取組

- ほ場整備後の農地について、当面は集落内の担い手による営農を予定していますが、将来の担い手の確保に向けた話し合いを進めています。(法人設立、地域外からの担い手確保など)

【ロードマップ】

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
農 業	被災農業者向け経営体育成支援事業の実施 (農業用ハウス・機械の復旧)			
	共同利用施設災害復旧事業の実施 (共同利用施設の復旧)			
	農地・農業用施設災害復旧事業の実施			工事完了
		ほ場整備計画策定		ほ場整備工事
林 業	林道施設災害復旧事業の実施			工事完了
水産業	漁場環境保全創造事業の実施(海底堆積物除去)			
	水産多面的機能発揮対策事業の実施 (土砂の除去等)			
	制度資金の活用(施設の復旧等)			

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 (ア) 公共土木施設等の強靱化

災害からの復旧

【これまでの取組】

- 災害復旧事業については、早期事業完了に向けこれまで様々な取組を行い、令和3年5月末時点において、改良復旧事業等により実施する箇所を除いた2,523箇所のうち、99%にあたる2,498箇所の工事に着手し、71%にあたる1,785箇所が完成している。

[主な取組]

- ・復興係数・復興歩掛の導入
- ・遠隔地からの参加に係る経費の計上
- ・現場条件をより適切に反映した予定価格の算出
- ・現場に配置する技術者の兼務制限の緩和
- ・工事着手日選択型工事契約の活用
- ・建設技術者等確保のための助成制度の創設
- ・現場打ちコンクリート工における二次製品使用の推進
- ・関係団体を通じて可能な地域からの下請参加の協力要請

【現状の課題】

- 現場に配置する技術者の兼務制限の緩和等、これまで様々な取組を行ってきたが、全国的に頻発している災害による人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い県外からの事業者や労働者の確保が困難となったことや、令和2年に発生した災害のうち人家が近接している箇所などが一定程度生じ、早期に復旧工事を実施したことから、依然として地域内事業者の手持ち工事量が多く、下請業者の確保が困難な状況が続いており、西部建設事務所及び西部建設事務所東広島支所管内において一部の工事に遅れが生じている。

【課題への対応】

- 下請業者や技能労働者の確保に向け、引き続き工事の稼働状況を市町工事も含めて、より詳細に把握し、関係団体等を通じ手持ち工事量が比較的少ない地域から下請業者の確保が困難な地域への下請参加などの協力要請を行っている。
- また、工事箇所ごとの現場状況を詳細に把握した上で、工期短縮・省力化に資する二次製品や工法を積極的に活用することにより事業の進捗を図り、令和3年度中の完成を目指す。

（３）将来に向けた強靱なインフラの創生

（ア）公共土木施設等の強靱化

創造的復興

創造的復興に向けた取組

■道路施設の強靱化

- 主要地方道呉環状線について、崩壊斜面に隣接する箇所において同等な災害が発生する可能性が極めて高いこと、また、被災した兼用護岸に隣接する箇所についても河床低下により著しく脆弱な状況にあることから、再度災害防止を図るため、災害復旧に合わせて改良している。
- さらに、被災区間の一部は、狭隘で線形が悪いため、前後の改良区間に合わせ、道路構造令に規定する規格の範囲において、道路線形改良を含めた道路拡幅を行う。
- 現在、用地取得を積極的に進めるとともに、工事については護岸工の約８割が完了するなど、再度災害防止に努めている。また、護岸工が完成した一部区間については、道路拡幅工事を完成させて部分供用を開始するなど、事業効果を発現させながら工事を進めており、令和４年度中の完成を目指す。

■河川管理施設の強靱化

- 三篠川や沼田川流域について、災害復旧事業による原形復旧のみでは平成30年７月豪雨と同程度の洪水によって同様の被害が発生する恐れがあることから、家屋浸水被害の解消を図るため、改良復旧事業により流下能力を向上させている。
- 三篠川では、落橋したＪＲ芸備線の橋梁復旧が完了し、令和元年10月に運転が再開された。また、改良復旧に必要となる用地取得の約６割が完了しており、取得の済んだ箇所から順次護岸工事を進め、治水安全度が高まるよう工夫しながら、令和５年度中の完成を目指す。
- 沼田川流域では、発災直後から工事に着手しており、河道掘削については約８割が完了している。また、支川の梨和川では令和３年６月に対策工事が完了するなど、一定の治水安全度の向上が図られており、本川やその他の支川においても、堰の改築や護岸工事等に順次着手しており、令和４年度中の完成を目指す。
- 引き続き、洪水による人的被害の軽減を図るため、被災河川の改良復旧などの再度災害防止対策に加え、「流域治水」の考え方を踏まえたハード・ソフト一体となった効果的な事前防災対策を推進するとともに、住民の主体的な避難につながる、よりきめ細かな水害リスク情報の提供等に取り組む。

■緊急的な砂防・治山ダム等の建設による県土の強靱化

- 砂防ダム等の災害関連緊急事業については、県が事業主体の全170箇所のうち５月末時点で、全箇所工事に着手し、このうち157箇所の砂防ダム本体等が完成しているが、これまでの不調・不落の影響や、関係者との調整に時間を要した箇所があったことなどから、全体の約１割にあたる箇所が令和３年度中の完成となる見通しである。
- 緊急事業に続いて実施する再度災害防止事業については県が事業主体の全306箇所のうち５月末時点で96箇所工事に着手し、このうち25箇所の砂防ダム等土砂災害対策施設工事が完了しており、令和５年度中の完成を目指す。
- 引き続き、県・市町連携のもと少しでも早く工事が完了するよう取組を進めるとともに、土砂災害警戒区域の認知度向上などのソフト対策も講じながら、県民の皆様の安心・安全が確保されるよう取り組む。